

○常総市下水道事業受益者負担に関する条例施行規則

平成13年3月27日

規則第14号

改正 平成17年12月28日規則第115号

平成19年3月30日規則第9号

平成20年6月20日規則第32号

平成21年6月19日規則第19号

平成22年8月6日規則第26号

平成26年4月1日規則第10号

(趣旨)

第1条 この規則は、常総市下水道事業受益者負担に関する条例（平成17年水海道市条例第129号。以下「条例」という。）第4条第2項及び第13条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

(受益者の申告)

第2条 条例第4条第2項に規定する申告は、下水道事業受益者汚水排除量申告書（様式第1号）によるものとする。

第2条の2 条例第5条の規定により公告された石下町の編入前の水海道市（以下「旧水海道市」という。）の区域における賦課対象区域内の受益者は、市長の定める日までに、下水道事業受益者申告書（様式第2号の1）により市長に申告しなければならない。

2 前項の場合において、同一の建築物に2人以上の受益者があるときは、代表者を定め、その代表者が受益者の連署した同項の申告をしなければならない。

第2条の3 条例第5条の規定により公告された編入前の石下町（以下「旧石下町」という。）の区域における賦課対象区域内の土地に係る受益者は、市長の定める日までに、下水道事業受益者申告書（様式第2号の2）により市長に申告しなければならない。この場合において、受益者が条例第2条第1項ただし書に規定する受益者であるときは、当該土地の所有者と連署して申告しなけれ

ばならない。

- 2 前項の場合において、同一の土地に2人以上の受益者があるときは、代表者を定め、その代表者が受益者の連署した同項の申告をしなければならない。
- 3 負担金の算定の基礎となる土地の面積は、条例第2条第3項の規定により換地処分が行われたものとみなされる土地については仮換地指定により、その他の土地については公簿によるものとする。ただし、これにより難いときその他市長が必要と認めたときは、実測その他の方法によることができる。

第2条の4 前3条の規定は、条例第6条第2項各号に該当する受益者に適用する。

(負担金の決定通知)

第3条 条例第6条第3項の規定による負担金の額及び納付期日等の通知は、下水道事業受益者負担金(更正)決定通知書兼納入通知書(様式第3号の1又は様式第3号の2)によるものとする。

- 2 前項の通知後に負担金の額等を更正したとき又は条例第11条に規定する受益者の変更があった場合における承継後の負担金の額及び納付期日等は、下水道事業受益者負担金(更正)決定通知書兼納入通知書により通知するものとする。

(負担金の納付と期日)

第4条 条例第6条第4項の規定による負担金の徴収は、各年度を4期に分割して徴収するものとし、各納期は次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めたときは、納期を別に定めることができるものとする。

第1期 7月1日から同月31日まで

第2期 9月1日から同月30日まで

第3期 11月1日から同月30日まで

第4期 2月1日から同月末日まで

- 2 前項に規定する各納期に係る負担金は、下水道事業受益者負担金(更正)決定通知書兼納入通知書により納付するものとする。

(負担金の端数計算)

第5条 負担金の額の端数処理は、次のとおりとする。

- (1) 旧水海道市の区域 条例第4条第1項又は第2項の規定による負担金の総額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
- (2) 旧石下町の区域 条例第4条第1項の規定による負担金の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

2 前条第1項の規定により負担金を分割する場合において、各年度各納期の分割金額に100円未満の端数があるときは、その端数は全て初年度最初の納期の分割金額に合算するものとする。

(前納)

第6条 条例第7条第1項に規定する前納は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 旧水海道市の区域 第4条第1項に規定する第1期に負担金を納付しようとする場合において、当該納期から分割納付が完了する最後の納期までの負担金を一括して納付する。
- (2) 旧石下町の区域 第4条第1項に規定する当該納期の後の納期(次年度以降に係る納期を含む。)に係る納付すべき負担金を合わせて納付する。

2 負担金を前納しようとする受益者は、前納する旨市長に申出をし、下水道事業受益者負担金納入通知書兼領収証書(様式第4号)により納付するものとする。

(前納報奨金)

第7条 条例第7条第2項に規定する前納報奨金(以下「報奨金」という。)は、次の各号に掲げる基準により算出した額を当該受益者に交付するものとする。

- (1) 旧水海道市の区域 受益者が前納する額に、納期到来前の納期数に応じて別表第1第1項に掲げる率を乗じて得た額から100円未満を切り捨てた額。ただし、算出した報奨金の額が10万円を超えるときは、これを10万円とする。
- (2) 旧石下町の区域 受益者が前納する額に、納期到来前の納期数に応じて別

表第1第2項に掲げる率を乗じて得た額から10円未満を切り捨てた額。ただし、算出した報奨金の額が100円未満のときは、これを交付しない。

- 2 報奨金は、次の各号のいずれかに該当するときは、これを交付しない。
 - (1) 受益者に係る負担金のうち、未納に係る負担金があるとき。
 - (2) 国又は地方公共団体が受益者のとき。
 - (3) 国又は地方公共団体の企業が受益者のとき。

(負担金の繰上徴収)

第8条 市長は、条例第8条の規定により負担金を繰上徴収するときは、下水道事業受益者負担金（更正）決定通知書兼納入通知書により当該受益者にこれを通知するものとする。

(負担金の徴収猶予)

第9条 条例第9条の規定により負担金の徴収猶予を受けようとする受益者は、下水道事業受益者負担金徴収猶予申請書(様式第5号の1又は様式第5号の2)により市長に申請しなければならない。

- 2 市長が必要と認めるときは、前項の規定による申請の際に徴収猶予を受けようとする理由を証明する書類その他必要な資料を提出させることができる。
- 3 市長は、第1項の規定による申請を受けたときは、別表第2の基準に基づいて審査した上で、その適否を決定し、下水道事業受益者負担金徴収猶予(却下)決定通知書(様式第6号の1又は様式第6号の2)により当該受益者に通知するものとする。

(徴収猶予の取消し)

第10条 負担金の徴収猶予を受けた受益者は、猶予事由が消滅したときは、直ちに市長に届け出なければならない。

- 2 市長は、前項の規定による届出を受けたときは、下水道事業受益者負担金（更正）決定通知書兼納入通知書若しくは下水道事業受益者負担金決定通知書及び下水道事業受益者負担金納入通知書又は下水道事業受益者負担金徴収猶予取消通知書(様式第7号の1又は様式第7号の2)により負担金の額及び納付期日

等を当該受益者に通知するものとする。

(負担金の減免)

第11条 条例第10条の規定により負担金の減免を受けようとする受益者は、下水道事業受益者負担金減免申請書(様式第8号の1又は様式第8号の2)により市長に申請しなければならない。

2 市長が必要と認めるときは、前項の規定による申請の際に減免を受けようとする理由を証明する書類その他必要な資料を提出させることができる。

3 市長は、第1項の申請書が提出されたときは、別表第3の基準に基づき、その適否を審査決定し、下水道事業受益者負担金減免(却下)決定通知書(様式第9号の1又は様式第9号の2)により当該受益者に通知するものとする。

(減免の取消し)

第12条 負担金の減免を受けた受益者は、減免事由が消滅したときは、直ちに市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項に規定する届出があった場合には、下水道事業受益者負担金(更正)決定通知書兼納入通知書又は下水道事業受益者負担金減免取消通知書(様式第10号の1又は様式第10号の2)により負担金の額及び納付期日等を当該受益者に通知するものとする。

(督促状)

第13条 市長は、条例第6条第1項又は第2項の規定により賦課される負担金が納期までに納付されないときは、下水道事業受益者負担金督促状兼領収証書(様式第11号)により当該受益者に督促するものとする。

2 市長は、前項の督促状を発した場合は、常総市税外諸収入の滞納金督促手数料及び延滞金徴収条例(昭和29年水海道市条例第18号)第3条に規定する額の督促手数料を徴収するものとする。

(延滞金)

第14条 条例第12条第1項の規定に基づき算出される延滞金に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

- 2 延滞金の算出基礎となる負担金に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てて延滞金を計算するものとする。

(過誤納金)

第15条 市長は、過誤納に係る負担金（以下「過誤納金」という。）があるときは、遅滞なく、これを還付しなければならない。ただし、当該受益者に未納に係る負担金があるときは、過誤納金をその未納に係る負担金に充当できるものとする。

- 2 市長は、前項の規定により過誤納金を還付し、又は充当するときは、下水道事業受益者負担金過誤納金還付（充当）通知書（様式第12号の1又は様式第12号の2）により当該受益者に通知するものとする。
- 3 受益者は、前項の規定による通知を受けたとき又は既納の負担金のうち過誤納金があることを知ったときは、下水道事業受益者負担金過誤納金還付請求書（様式第13号の1又は様式第13号の2）により市長に請求しなければならない。

(還付又は還付加算金)

第16条 市長は、前条第1項の規定により過誤納金を還付するとき又は未納に係る負担金に充当するときは、当該過誤納金が納付された日の翌日から還付若しくは充当するための支出が決定した日又は還付若しくは充当した日までの期間に応じて、当該過誤納金に年7.3パーセントの割合を乗じて得た額を還付加算金として還付又は充当すべき金額に加算するものとする。

- 2 前項の規定に基づき算出される還付加算金に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
- 3 還付加算金が1,000円未満のとき又は還付加算金の算出基礎となる過誤納金の額が2,000円未満のときは、還付加算金を加算しないものとする。

(納付管理人)

第17条 受益者が市内に住所又は事務所等を有しない場合は、負担金の納付に関する事項を処理させるため、市内に居住し独立の生計を営む者のうちから納

付管理人を定め、下水道事業受益者負担金納付管理人（指定・変更・廃止）届出書（様式第14号）により市長に届け出なければならない。納付管理人を変更し、又は廃止したときも同様とする。

（住所等の変更）

第18条 受益者又は納付管理人は、住所、居所、事務所又は事業所を変更したときは、直ちに下水道事業受益者（納付管理人）住所変更届出書（様式第15号）により市長に届け出なければならない。

（受益者の変更）

第19条 条例第11条に規定する受益者の変更があったときは、直ちに下水道事業受益者変更届出書（様式第16号の1又は様式第16号の2）により市長に届け出なければならない。

（不申告等の取扱い）

第20条 市長は、この規則に規定する申告若しくは届出がない場合又はその内容が事実と異なると認めた場合においては、申告又は届出によらないで認定することができる。

（補則）

第21条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（石下町の編入に伴う経過措置）

2 石下町の編入の日前に、改正前の水海道市下水道事業受益者負担に関する条例施行規則（平成13年水海道市規則第14号）又は石下町公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規則（平成12年石下町規則第30号。以下「石下町規則」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によってなされたものとみなす。

3 改正前の水海道市下水道事業受益者負担金に関する条例施行規則又は石下町

規則に規定する各様式については、当分の間、所要の補正を施し、なお使用することができる。

(還付加算金の割合の特例)

- 4 当分の間、第16条第1項に規定する還付加算金の年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合とする。

附 則（平成17年規則第115号）

この規則は、平成18年1月1日から施行する。

附 則（平成19年規則第9号抄）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 3 収入役が従前の例により在職する場合においては、次に掲げる規定は、なおその効力を有する。

(1)から(9)まで 略

(10) 第16条の規定による改正前の常総市下水道事業受益者負担に関する条例施行規則様式第4号の1，様式第4号の2，様式第5号の1，様式第5号の2及び様式第10号の2

附 則（平成20年規則第32号）

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際この規則による改正前の常総市下水道事業受益者負担に関する条例施行規則様式第10号の1による用紙で現に残存するものは、所要

の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成 21 年規則第 19 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 22 年規則第 26 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 26 年規則第 10 号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の常総市下水道事業受益者負担に関する条例施行規則の規定にかかわらず、この規則による改正前の常総市下水道事業受益者負担に関する条例施行規則の規定による様式は、当分の間、所要の補正をした上、なお使用することができる。

別表第 1（第 7 条関係）

1 旧水海道市の区域

納期到来前の納期数	3	7	11	15	19
報奨金交付率（%）	4	8	12	16	20

2 旧石下町の区域

納期前に納付した納期数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
報奨金交付率（%） （納期額に対する割合）	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20

別表第 2（第 9 条関係）

1 旧水海道市の区域

猶予対象	猶予基準	
	猶予期間	猶予率

常総市下水道事業受益者負担に関する条例施行規則

		(%)
係争地	判決等により解決するまで	100
汚水を排出する建物がない場合（撤水用の水道メーター等）	市長が認定する期間	100
生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づき生活保護を受けている場合（準じると認められる者も含む。）	市長が認定する期間	100
災害等により負担金を納付することが困難である場合	市長が認定する期間	市長が認定する率
その他状況に応じ、猶予する必要があると認められる場合	市長が認定する期間	市長が認定する率

2 旧石下町の区域

該当事項	対象	猶予期間	猶予の率
条例第9条第1号	(1) 田、畑その他これに準じる土地（ただし、土地の状況により宅地と認められるものを除く。）	宅地として使用し、又は使用できると認められるまでの期間	100%
条例第9条第2号	(2) 災害等による被害を受けたとき。	1年ごとに更新し、2年以内 公の罹災外証明を添付すること	100%
条例第9条第3号	(3) 係争中の土地	係争に係る決定（判定）までの期間	100%
	(4) 生活困窮その他事情により、町民税、固定資産税	当該減免理由の存続期間1年ごとに更新	100%

	の減免を受けている受益者	2年以内	
	(5) その他市長が特に必要と認めるとき。	その都度市長が決定する	市長が認める率

別表第3（第11条関係）

1 旧水海道市の区域

減免対象	減免率 (%)
1 市が所有する建物	100
2 国又は県が所有し、又は使用している建物	
(1) 消防、水防等の施設	100
(2) 学校等の施設	75
(3) 社会福祉施設	75
(4) 文化体育施設その他これに準じる施設	75
(5) 警察・法務収容施設	75
(6) 一般庁舎及び無料公務員宿舎	50
(7) 有料公務員宿舎	25
(8) 病院	25
(9) 公営住宅	0
(10) 普通財産である施設	0
3 国又は地方公共団体の企業の用に供している施設	25
4 国又は地方公共団体が指定する文化財である土地又は文化財である建物その他工作物	100
5 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校で私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に定める学校法人が設置するもので、教育の目的に直接使用している施設	75

6 プール等将来にわたり下水道に汚水が流入しない施設	100
7 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条の規定する事業で社会福祉法人が経営する施設（管理人等が居住に使用する建物を除く。）	75
8 消防団（市長が必要と認めた特設消防隊を含む。）が所有し，又は使用する消防用施設	100
9 自治会等が所有し，又は使用する地区集会所	100
10 共同住宅等	40
11 その他状況により特に負担金を減免する必要があると認められる施設	市長が認める率

2 旧石下町の区域

該当する受益者	減免の対象となる土地	該当する主な用途	減免率 (%)
1 国又は地方公共団体が公用に供し，又は供することを予定している土地に係る受益者	(1) 国立又は公立の学校用地		75
	(2) 国立又は公立の社会福祉施設用地	母子寮，老人ホーム，保育所，青少年ホーム	75
	(3) 国立又は公立の病院用地		25
	(4) 有料の地方公務員の宿舍用地		25
	(5) 官公庁の一般庁舎用地		50
	(6) 遺跡，史跡又は文化財の保存用地		100
	(7) 警察・法務収容施設		75
2 国又は地方公共団体がその企業の用に供している土地	(1) 国にあつては，特別会計に属する行政財産		25
	(2) 地方公共団体にあつては，地		25

常総市下水道事業受益者負担に関する条例施行規則

地に係る受益者	方公営企業法（昭和27年法律第292号）に基づく企業の用に供する財産		
3 国又は地方公共団体が公共の用に供することを予定している土地に係る受益者	道路，公園，広場又は河川		100
4 公の生活扶助を受けている受益者その他これに準じる特別の理由があると認められる受益者			100
5 前各項に掲げる受益者のほか，その状況により特に負担金を減免する必要があると認められる土地に係る受益者	(1) 民間鉄道の事業本来の用に供している土地	軌道敷，踏切，駅前広場	100
		駅舎，プラットホーム	25
	(2) 宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条の規定する神社，寺院，教会等の宗教法人が同条本文に規定する目的のために使用する土地（本来の目的のために使用しない土地を除く。）	境内地	50
		墓地	100
(3) 学校教育法第1条に規定する学校で私立学校法第3条に規定する学校法人が設置するもの		75	

常総市下水道事業受益者負担に関する条例施行規則

	で、教育の目的に直接使用している土地（管理人又は職員が住居の用に使用するものを除く。）		
(4)	社会福祉法第2条に規定する事業で同法第22条の社会福祉法人が経営する施設に係る土地（管理人又は職員が住居の用に使用するものを除く。）	母子寮，老人ホーム，保育所	75
(5)	自治会等が公共の施設として使用している土地	集会所，公民館	100
(6)	公道から公道へ通じる公共性があると認められる私道	固定資産税が非課税の私道	100
(7)	市長がその状況により特に減免する必要があると認めた土地		市長の認定する率